

平成31年江南市教育委員会3月定例会会議録

開催年月日 平成31年2月22日（金）

場 所 防災センター 防災セミナー室（南）

出席委員	教 育 長	村 良 弘
	教育長職務代理者	松 尾 昌 之
	委 員	山 田 茂 美
	委 員	後 藤 鎮 全
	委 員	藤 田 佐知子

説明のため出席した職員

教育部長	菱 田 幹 生
教育課長	稲 田 剛
教育課管理指導主事	伊 藤 勝 治
教育課統括幹兼南部学校給食センター所長	中 村 雄 一
生涯学習課長兼少年センター所長	可 児 孝 之
スポーツ推進課長兼体育施設長	伊 藤 健 司
こども政策課長	鵜 飼 篤 市
教育課指導主事（主査）	瀬 上 圭 太
教育課指導主事（主査）	加 藤 佳 子

事務局職員	教育課主幹	仙 田 隆 志
	教育課主査	都 築 尚 樹
	教育課主事	山 田 淳 子

傍聴者数 0名

議事日程	日程第1	会議録署名者の指名
	日程第2	教育長諸案件報告
	日程第3	議案第6号 江南市民文化会館の管理及び運営に関する規則の一部改正について
	日程第4	議案第7号 江南市営グラウンド及び江南市営テニスコートの管理及び運営に関する規則の一部改正について
	日程第5	議案第8号 江南市都市公園における有料公園施設の管理に関する規則の一部改正について
	日程第6	協議題1 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 協議題 2 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 協議題 3 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 協議題 4 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 協議題 5 江南市立学校施設使用料条例の一部改正について
- 協議題 6 江南市長と江南市教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について
- 協議題 7 江南市議会 3 月定例会教育関係提案事項について

日程第 7 報告事項

- 1 飲用牛乳減額制度の活用状況について
- 2 蘇南公園パークゴルフ場に係る使用料改正について
- 3 K T X アリーナ及び武道館の一時休館について
- 4 江南市教育委員会放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について
- 5 江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の公募及び選考に関する要領の制定について
- 6 専決による後援名義使用許可について
- 7 賞状等交付について
- 8 市教委事務局各課 3 月行事予定について

午後 2 時 25 分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

△日程第 1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第 1、会議録署名者には、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、教育長において、後藤鎮全さん、藤田佐知子さんを指名いたします。

△日程第 2 教育長諸案件報告

- 1 インフルエンザ感染等による学級閉鎖(2/1～)
 - ・布袋小 1 学級(2/4～5) ・古南小 1 学級(2/5～6) ・古西小 1 学級(2/5～6)

- ・布袋小1学級(2/5～6) ・布袋小1学級(2/6～7) ・古南小1学級(2/7～8)
- ・古南小1学級(2/13～14)

○ 1/16～2/22

- ・学級閉鎖をした実際の学級 小学校 21 学級 中学校 4 学級

2 第52回江南市民駅伝競走大会(2/10(日))

- ・登録チーム 165(209)チーム
- ・参加チーム 160(191)チーム(当日棄権5チーム)
- ・中学校参加 男子 62/63 女子 37/40
- ・一般の部 宮田中教員連合 2位
- ・中学男子の部 古知野中学校陸上競技部 優勝
- ・女子の部 宮田中陸上部 優勝

3 コミュニティ・スクールの推進

- ・来年度からすべての学校に学校運営協議会を設置

4 人事(2/2～2/22)

- ・出産休暇1名 育児休業0名 療養休暇0名 休職1名
- ・臨時的任用1名 非常勤任用1名 (療休補充0名 休職補充1名)

5 平成31年度定期人事異動

- ・本人内示は、3/15 予定

6 その他

- ・事務職員の時間外勤務に関する労使協定の締結について(36 協定)
- ・働き方改革に関する総合的な方策について(答申) 31/1/25 中央教育審議会
- ・教員特殊業務手当の見直し 31/4/1 施行予定

4時間程度(3,600円)→3時間程度(2,700円)

△日程第3 議案第6号 江南市民文化会館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

○教育長 日程第3、議案第6号、江南市民文化会館の管理及び運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○後藤委員 付属設備の利用料金で、税率8%から10%への改定ということだが、100円から100円と金額が変わっていないところがある。これは数字が小さいから変わらないということでしょうか。

○生涯学習課長 これにつきましては、江南市の使用料の見直しの中で計算方法が示されていて、1.08で割って1.1をかけるという計算で、10円未満については切り捨てという考え方です。540円以上のものが該当します。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第7号 江南市営グラウンド及び江南市営テニスコートの管理及び運営に関する規則の一部改正について

○教育長 日程第4、議案第7号、江南市営グラウンド及び江南市営テニスコートの管理及び運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(スポーツ推進課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○山田委員 利用時間が長くなったということで、利用者にとってはいいことだと思います。貸し出し開始時間が9時から8時30分に変更ということですが、この8時30分という時間はどのような根拠で決められたのですか。

○スポーツ推進課長 グラウンドにつきましては2時間30分という単位で貸し出しをしていますので、8時30分から利用できるように改めました。

○山田委員 8時30分がスタートだと、21時までの全ての枠が埋まった時にちょうど良いということでしょうか。

○スポーツ推進課長 そうです。

○藤田委員 ホームページを見ると、すでに8時30分からとなっていました。現状に合わせているということでしょうか。

○スポーツ推進課長 そうです。今回、現状に規則を合わせたいと思います。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第8号 江南市都市公園における有料公園施設の管理に関する規則の一部改正について

○教育長 日程第5、議案第8号、江南市都市公園における有料公園施設の管理に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(スポーツ推進課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

- 後藤委員 有料公園施設とはどのようなところがありますか。
- スポーツ推進課長 テニスコート、グラウンド、パークゴルフ場などです。
- 教育長 「午前9時から午後5時まで」を「午前7時から午後7時まで」というとても大きな時間の変更だが、もう少し詳しく説明をしてもらえるか。
- スポーツ推進課長 現状、6月は午前9時～午後7時まで、7月は午前7時から午後7時まで、8月は午前7時から午後5時まで、12月と1月は午前9時から午後3時まで、その他の月は午前9時から午後5時までということで実施していますので、実態に合わせた規則に改めたいということです。
- 山田委員 ここで言う有料公園施設のテニスコートとはどこのことを指していますか。
- スポーツ推進課長 蘇南公園のテニスコートと、中般若にある緑地公園のテニスコートです。
- 松尾委員 午前7時から午後7時までの間で教育委員会が定める時間、とあるが、市民からすると結局何時から何時までなのかが分からない。どのように周知を考えていますか。
- スポーツ推進課長 ホームページや受付、テニスコート場にもそれぞれ案内を載せる予定です。
- 教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- △日程第6 協議題1 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 協議題2 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 協議題3 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 協議題4 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 協議題5 江南市立学校施設使用料条例の一部改正について
- 協議題6 江南市長と江南市教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について
- 協議題7 江南市議会3月定例会教育関係提案事項について

- 教育長 日程第6、協議題1、江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。
- 教育長 確認ですが、宮田地区学習等供用施設の集会室のみが今回使用料の改定があるということですね。
- 生涯学習課 そうです。
- 松尾委員 議案第6号の文化会館との違いについてお聞きしたい。10月1日前に10月1日以降の利用許可を受けた方は改定前の料金でよいということだが、議案第6号の文化会館では、利用する日が10月1日より前か後かで利用料金が変わることになる。なぜ考え方が異なるのですか。
- 生涯学習課長 文化会館と学習等供用施設との差についてですが、利用料の納付を以って資産の譲渡が行われたものとする、ということで、各施設における利用料の支払い期限が期日になる。文化会館は条例で、利用料金は施設の利用日までに払うということになっているため、支払い期限は利用日になる。学習等供用施設については施設の利用許可と同時に支払うことになっているため、支払期限は許可日になる。そのため、差が出てくるという状況です。
- 松尾委員 分かりました。税率が上がるわけですが、市としては税を払わなければならないか。
- 生涯学習課長 そういうわけではありません。利用料については税が入った総額表示をしています。上げるか上げないかは市の裁量ですが、江南市の場合は課税対象として上げていくという考え方です。利用者が使う際に電気料などが上がるため、その分を利用料に反映させていくのが妥当ではないかという判断です。
- スポーツ推進課長 補足ですが、文化会館やすいとぴあ江南は市外の利用者も多いという想定なので利用日当日支払いを可とし、学習等供用施設やスポーツセンターなどは主に市内の利用者を想定しているため事前に支払っていただくという考え方です。
- 松尾委員 それは市で決めてよいことなのですか。
- 生涯学習課長 支払日については条例で定めていますので、条例の改正がない限りはこの形で運用することになります。ただ、この件について周知の必要はあると思うので、他課とも合わせて対応は検討します。
- 教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。
- 教育長 続いて、協議題2、江南市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。
- (生涯学習課長 資料に基づき説明)
- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

○教育長 続いて、協議題3、江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

○教育長 続いて、協議題4、江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(スポーツ推進課長 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 言葉の変更に関心があったのですか。

○部長 例えば剣道場の一般のところを見ると、「2時間につき170円」、「超過1時間まで90円」としています。4時間使う場合を考えると、2時間につき170円なので170円×2で340円。しかし前の表現のままですと、「最初の2時間まで」、「超過1時間につき」とあるので、170円+90円+90円で350円になってしまいます。こういうケースが出てくるため、言い方を変更したということです。

○教育長 85円が90円になったのはなぜか。

○スポーツ推進課長 10円単位に合わせるために端数は切り上げました。

○教育長 生涯学習課の学習等供用施設は10円未満を切り捨て、スポーツ推進課は切り上げにしている。そのあたりの整合性は問題ないか。

○山田委員 やはり市内の施設なので、考え方は統一していた方がいいと思う。

○生涯学習課長 市の行政経営課から示された考え方は原則10円未満切り捨てなのだが、2時間にすると安くなってしまう場合があったため、例外的に切り上げという取扱いをするということで行政経営課にも確認しています。

○部長 あくまでも原則は切り捨てのままです。170円を割る2した時に85円

になり、その85円をどうするかという部分で例外的に切り上げるということです。

- 山田委員 1時間の延長料金を算出する時のみ適用ということですね。
- 教育長 延長、延長で使用した方が安くなってしまう場合があり、それは不合理だという部分もあると考えていただきたい。
- 教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

- 教育長 続いて、協議題5、江南市立学校施設使用料条例の一部改正についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(スポーツ推進課長 資料に基づき説明)

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

- 教育長 続いて、協議題6、江南市長と江南市教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(教育課長 資料に基づき説明)

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。
- 教育長 予定価格が1件10万円以下のもの、とあるが、例えば5万5千円のもののが2つで11万円の場合は1件と数えるのか。
- 教育課長 同じもので2つ同時に必要な場合は1件と考えます。
- 教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

- 教育長 続いて、協議題7、江南市議会3月定例会教育関係提案事項についてを協議いたします。事務局の説明を求めます。

(教育部長 資料に基づき説明)

- 教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。本協議題について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本協議題を承認することに決定しました。

△日程第7 報告事項

- 1 飲用牛乳減額制度の活用状況について
- 2 蘇南公園パークゴルフ場に係る使用料改正について
- 3 K T Xアリーナ及び武道館の一時休館について
- 4 江南市教育委員会放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について
- 5 江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の公募及び選考に関する要領の制定について
- 6 専決による後援名義使用許可について
- 7 賞状等交付について
- 8 市教委事務局各課3月行事予定について

○教育長 以上で、当局より提出されました案件等はすべて終了しました。これをもちまして、教育委員会3月定例会を閉会いたします。

午後3時50分 閉会